

## エノテカ・レンタルセラー規約

エノテカ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社がお客様に提供するエノテカ・レンタルセラーサービス（以下「本サービス」といいます）について、以下のエノテカ・レンタルセラー規約（以下「本規約」といいます）にその内容を定めます。当社は、日本国内において本規約に従って本サービスを提供いたします。

### 第1条（本規約の合意）

1. お客様は、本サービスのご利用を希望し、当社所定の申込フォーマットの必要事項を真実かつ正確な情報で充足させ、かつ、本規約の内容を承諾いただいた場合のみ、本サービスを申し込むことができますものとし、なお、当社はお客様の申し込みに際し必要に応じて本人確認をさせていただく場合があります。
2. 前項の申し込みに対して当社が承諾した場合に、当社とお客様との間で本規約についての合意が成立するものとし、（以下、本規約合意成立後のお客様を「セラー会員」といいます）。合意成立後、当社はセラー会員に対して本サービスを提供いたします。

### 第2条（規約の適用）

本規約は、セラー会員が本サービスをご利用される際の条件を定めたものであり、セラー会員は、本規約に従い本サービスをご利用いただけます。

### 第3条（規約の変更）

1. 当社は、当社の裁量にていつでも本規約を変更・修正・追加等（以下「変更等」といいます）をすることができるものとし、
2. 当社が本規約の変更等を行った場合、当社ホームページ（当社が提供するインターネット上のWebサイトに表現された全てのものをいいます。以下、本規約において同様。）において表示された時点より効力を生じるものとし、本規約の最新版は当社ホームページをご確認ください。

### 第4条（サービスの内容）

1. 当社がセラー会員に提供する本サービスの内容は次の各号のとおりです。
  - (1) セラー会員は、当社からご購入又は既にお持ちのワイン（マー、グラッパ、ブランデー、アルマニャック等、ワインを蒸留したものも含まれます。）の寄託（以下、「保管」といいます）を当社に依頼し、当社がこれを受託した場合に、当社の倉庫（以下「レンタルセラー」といいます）にこれを保管することができます（以下、保管されたワインを「本ワイン」といいます）。
  - (2) セラー会員は、本規約の定めに従い、本ワインをレンタルセラーから出庫することができます。出庫については、第11条（出庫）に定めるとおりです。
  - (3) セラー会員は、レンタルセラーでの本ワインの保管状況を当社ホームページからご確認いただけます。
  - (4) セラー会員は、当社に対し、本ワインの保管状況を示した「レンタルセラー管理表」の発行を請求することができます。
2. 当社は前項に定めるとおり本サービスを提供しますが、レンタルセラーは、本ワインについて、社会通念上妥当と認められる保管環境を提供する施設であり、購入時からの熟成、品質向上等を保証するものではなく、本ワインは、時間の経過により劣化する可能性があることを了承した上でご利用下さい。

### 第5条（会員証）

1. 当社は、本規約合意成立の証及びセラー会員であることを証するために会員証及び会員 NO.（以下、総称して「会員証」といいます）を発行します。
2. 会員証は、セラー会員が本ワインの保管、出庫等本サービスを受けるときの確認のために必要となります。
3. セラー会員は、会員証を厳に管理し、その管理に一切の責任を負うものとし、会員証の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損失などの責任の一切は、セラー会員が負担するものとし、
4. セラー会員は、会員証を第三者に使用、貸与、譲渡、売買、担保に供する等してはならないものとし、
5. 当社は、会員証の提示等をする者を正当なセラー会員とみなし、本サービスを提供することができるものとし、この場合、会員証

の提示等をする者が正当なセラー会員でなかった場合においても、当社は、それによって生じたセラー会員に対する損失・損害等その一切の責任を負いません。

6. セラー会員は、会員証を毀損、紛失、滅失等した場合、直ちに当社に連絡するものとし、当社が定める会員証の紛失手続を行うものとし、紛失手続完了後、会員証の再発行手続を行うことができるものとし、再発行手続にかかる費用は当社が負担します。
7. 会員証は、当社とセラー会員との間で本規約の合意が有効の場合のみ効力を有するものとし、

### 第6条（セラー会員情報）

セラー会員は、当社所定の申込フォーマットに記入するなどして当社に登録されたセラー会員情報に変更が生じた場合、直ちに当社に対して最新かつ正しい情報を適時知らせるものとし、最新かつ正しい会員情報が当社に知らされず、それによってセラー会員に損害等が発生した場合は、当社はその責任を負いません。

### 第7条（保管方法）

セラー会員が当社にワインを保管する方法は、次の二つの方法があります。いずれの方法による場合も、セラー会員は当社に対して会員証を提示し、セラー会員であることを証明した場合に申し込むことができますものとし、

- (1) 当社が運営し本サービスの受付を行っている店舗（本規約において「店舗」といいます。対象店舗は当社ホームページでご確認ください。）又は当社ホームページにてワインを購入し、そのままレンタルセラーに保管する方法（以下、「オンリーセラー」といいます）。なお、セラー会員が店舗で購入し一旦店舗外又は屋外に出たワインや、当社ホームページ上で購入し一旦配送手続に入ったワインについては対象外とします。
- (2) セラー会員が既にお持ちのワインや一旦店舗外に出たワインなど本条（1）以外ワインを保管する方法（以下、「ミックスセラー」といいます）。

### 第8条（オンリーセラー）

1. オンリーセラーの申し込み方法は、ワインを購入した店舗にてそのまま保管を申し込むか、当社ホームページにてワインの購入手続とあわせて保管を申し込む方法によります。
2. オンリーセラーとして保管できるワインの本数は、1 オンリーセラーあたり 12 本を限度とします。
3. 当社は、セラー会員がオンリーセラーを申し込んだ場合、次の内容を当社にて記録管理します。
  - (1) 保管するワインの商品名
  - (2) 寄託価格（次項に従い当社が算出します）
4. 寄託価格
  - (1) 店舗における販売価格とします。割引価格で販売されていた場合には、当該割引価格とします。
  - (2) セット販売のワインを購入した場合、各ワインの店舗における 1 本あたりの販売価格にセット販売による割引率を各ワインに乗じた価格とします。なお、セット販売の中に単品で販売していないワインがある場合、当該ワインの原価に合理的な利益率を加えた額を販売価格として算出するものとし、

### 第9条（ミックスセラー）

1. ミックスセラーの申し込み方法は、以下の手順になります。
  - (1) セラー会員は、当社にて「レンタルセラーバック」（ワイン梱包用資材・保管料3ヶ月分・配送料の3点をまとめたものをい、1バック最大12本までとします）を購入します。
  - (2) セラー会員は、「レンタルセラーバック」に含まれる梱包材にワインをご自身にて梱包し、「レンタルセラー作業依頼書」に本条第3項の寄託価格及び必要事項を記入し署名捺印の上、当社宛に発送する方法にてミックスセラーでの保管を申し込むことができます。
2. ミックスセラーとして保管できるワインの本数は、1 ミックスセラーあたり 12 本を限度とし 1 レンタルセラーバックに収まる容量とします。
3. ミックスセラーに保管するワインの寄託価格はワイン 1 本につき 1 万円を上限とし、レンタルセラーバック 1 バックにつき 12 万円を限度とします。

#### 第10条 (保管条件)

1. 当社は、レンタルセラーにおけるワインの収納容量の限度内において、ワインの保管の申し込みを受託するものとし、収納容量の限度を超える場合又はそのおそれがある場合には、ワインの保管の申し込みを拒絶することができるものとします。また、物理的にレンタルセラーに収納できないなど、当社が不適当と認める場合においても保管の申し込みを拒絶できるものとします。
2. ワインの換算方法は、1本750ml以下のワインは1本とし、1本750mlを超えるワインはその容積を750mlで除した数(但し、1未満の端数は切り上げ)を本数とします。
3. ワイン以外の物をレンタルセラーに保管する行為は、固くお断りしております。

#### 第11条 (出庫)

1. セラー会員が本ワインを出庫しようとする場合、当社に対して出庫を依頼し、出庫料及び配送料を負担することにより、出庫できるものとします。この場合、他の商品とあわせて配送を依頼することはできません。なお、ミックスセラーは、ワイン1本単位での出庫はできません。1ミックスセラー単位での出庫となります。
2. 当社は、セラー会員から下記の時間までに在庫依頼を受けた場合に、その日のうちに在庫依頼のあった本ワインを発送します。なお、年末年始は在庫依頼を受けておりません。

セラーの種類	平日・土曜日	日曜祝祭日
オンリーセラー	13:00まで	
ミックスセラー	13:00まで	9:00まで

3. 出庫時における本ワインの配送先は、セラー会員からの特段の意思表示がない場合は、当社におけるセラー会員の登録情報に従うものとします。
4. 出庫手続においてセラー会員の責めに帰すべき事由により出庫時期が遅延した場合は、その責任の一切はセラー会員が負うものとします。
5. 出庫された本ワインがセラー会員又はセラー会員の指定する者によって引き取られない場合、セラー会員の意思表示がなくとも、当社はセラー会員が再度レンタルセラーに保管したものとみなすことができ、セラー会員は新たに発生した費用を負担するものとします。この出庫から再度保管されるまでの間において発生した当該ワインの損害について当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第12条 (出庫拒否)

セラー会員が本規約に基づき当社に対して支払うべき金銭を支払わない場合、当社は、当該金銭が支払われるまで間、本ワインの出庫依頼を拒否することができるものとします。当該出庫拒否の間においても保管にかかる料金は当然に発生し、セラー会員は当該料金を負担するものとします。

#### 第13条 (セラー間移動)

1. セラー会員が当社において複数のオンリーセラーを保有しワインを保管している場合において、あるオンリーセラーから別のオンリーセラーに本ワインを移動させる場合は、出庫手続により本ワインを一度出庫し、保管手続により改めて当該ワインを別のオンリーセラーへ保管することにより移動できます。
2. ミックスセラー間において移動させる場合は、移動元のミックスセラーと移動先のミックスセラーの双方における本ワインを一度出庫させ、本ワインを移動後双方ともに新たな保管手続をとることにより移動できます。

#### 第14条 (保管期間)

1. 保管期間は、保管開始日(当社がセラー会員から保管するワインの実物を受領した日)から保管開始日を含む月の翌月1日から3か月後の末日までとします(例えば、保管開始日が4月1日の場合、保管期間の終了日は、翌月の5月1日から起算して3か月後の7月末日までとします)。
2. 前項の期間内に当事者の一方から何ら申し出がない場合は、自動的に更に3か月間保管期間が更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、更新日においてレンタルセラーにおいて保管している本ワインの本数が0本の場合、それ以降の保管期間は更新されないものとします。

#### 第15条 (保管料)

1. 保管料は、セラー会員が当社にワインを保管した場合に発生します。
2. 保管料は、保管期間の3か月分を1単位として以下のとおりとし、保管開始日を含む月の翌月1日から起算します。

##### (1) オンリーセラー

タイプ	保管料 (3か月分)	保管本数上限
オンリーセラー1	1,620円 (税込)	12本
オンリーセラー10	15,379円 (税込)	120本

##### (2) ミックスセラー

タイプ	保管料 (3か月分)	保管本数上限
ミックスセラー1	1,620円 (税込)	12本 (1ケース)
ミックスセラー10	15,379円 (税込)	120本 (10ケース)
ミックスセラー21	25,920円 (税込)	252本 (21ケース)
ミックスセラー49	56,700円 (税込)	588本 (49ケース)

2. 支払時期は、ワインを保管しようとする場合はその保管開始日より前に、保管期間を更新する場合はその更新日より前に支払うものとします。支払方法は当社が承認するクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより一括で支払う方法によります。ただし、当社が支払方法を別途指定した場合はその限りではありません。

#### 第16条 (遅延損害金)

当社が定めた日までに保管料が支払われなかった場合、当社は、セラー会員に対して当該支払期日の翌日から支払いのあった日まで年利6%の割合にて遅延損害金を請求できるものとし、請求があった場合はセラー会員は当該遅延損害金を支払うものとします。

#### 第17条 (禁止行為)

セラー会員は、本サービスを利用するに当たって、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 虚偽の情報を記載・通知するなどの行為
- (2) 本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (3) クレジットカードを不正使用する行為(登録したセラー会員の氏名と異なる名義のクレジットカードを使用する行為を含む)
- (4) 他のセラー会員、第三者又は当社に、迷惑、不利益又は損害を与える行為もしくはそれらのおそれのある行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 前各号に規定する他、当社が不適切であると判断する行為

#### 第18条 (解除)

1. 当社は、セラー会員において次の事由が生じた場合、何ら催告等せず当該セラー会員について本規約を解除できるものとします。
  - (1) 本規約に定める事項に違反した場合
  - (2) 破産、個人債務者再生、民事再生、会社更生、特別清算その他の法的倒産手続き開始の申立てがなされた場合
  - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (4) 手形交換所から手形不渡り等に基づく取引停止処分を受けた場合
  - (5) 以下のいずれかの事実が判明した場合
    - (a) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者)であること
    - (b) 反社会的勢力であってから5年が経過していないこと
    - (c) 反社会的勢力と何らかの関係を有していること
  - (6) 死亡した場合
2. 前項に定めるものの他、レンタルセラーの閉鎖、修繕、改修、移転その他の合理的な事由により本サービスの提供が困難もしくは不可能となった場合又はそれが見込まれる場合には、当社はセラー会員の登録連絡先(第22条に定めます)に対する通知をもって本規約を解除できるものとします。

#### 第19条 (本規約終了後の処理)

1. 前条に基づいて本規約が解除された場合、セラー会員は直ちに本ワインの全てを出庫させるものとします。出庫にかかる費用は次の各号のとおりとします。なお、ワイン以外の物が保管されていた場合は、セラー会員へ何ら通知催告等することなく当社にて処分できるものとします。当該処分費用はセラー会員の負担とします。
  - (1) 本規約の解除事由が前条第1項の事由による場合には、当該出庫手続きに関する全ての費用はセラー会員(前条第1項第6号

の場合は、セラー会員の相続人)の負担とします。

(2) 本規約の解除事由が前条第2項の事由による場合には、当該出庫に係る出庫料は当社が負担しますが、配送料はセラー会員の負担とします。

2. 前項において本規約解除後セラー会員が出庫手続をとるまでの間、当社は本規約解除から3ヶ月を限度として、当該ワインをセラー会員の費用負担にて当社又は当社以外の業者に委託して保管できるものとします。かかる場合の保管料は、レンタルセラーでの保管においては本規約で定めた保管料とし、当社以外の業者に委託した場合は当該委託料とします。なお、前項第1号の場合においては、セラー会員による保管料又は委託料の支払がない限り当社は当該ワインの出庫を拒否できるものとします。
3. 前項の保管期間の3ヶ月を経過した後においてもセラー会員による出庫手続が行われない場合、当社は以下の手続を行います。
  - (1) 当社による寄託価格での買い取り、又は、ネット・オークションその他の公正な手段によって当該ワインを売却その他の処分を行い、その旨をセラー会員に通知します。
  - (2) 前号の買い取り又は処分によって得た金銭を、本規約解除から2年間に限りセラー会員のために保管します。ただし、当社はいつでも当該買い取り価格又は処分によって得た金銭と本規約に基づき当該セラー会員について当社に発生した費用とを相殺することができるものとします。なお当社が本規約に基づき保有する金銭に対しては利息を付しません。
4. 本規約解除後2年を経過した後は、当社は、セラー会員に対し本ワインまたは当該買い取り価格又は処分によって得た金銭を引き渡すことを含む本規約に基づく一切の義務について、通知催告等を要せず当然に免れるものとします。

#### 第20条 (損害賠償)

1. 当社は、レンタルセラーにおいて保管されている期間において、当社の責めに帰すべき事由により発生した本ワインの滅失又は毀損(ただし、本ワインの性質・欠陥又は虫害によるものを除く。)により生じた損害について、寄託価格を限度として賠償します。ただし、出庫後1週間以内にセラー会員から本ワインの滅失又は毀損について当社に対し通知等がない場合はその限りではありません。
2. 前項但書の規定は、出庫時において当社が本ワインの滅失又は毀損の事実について悪意又は重過失の場合には、適用されないものとします。
3. セラー会員が本規約に定める義務に違反し、当社に対して損害を与えた場合、セラー会員は当該損害を賠償する責めを負うものとします。
4. 当社は、セラー会員の登録情報又は当社ホームページにおける入力事項に不足又は誤りがあった場合等により生じたセラー会員の損害については一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条 (不可抗力)

当社は、地震・津波等の自然災害、及び当社によって回避することのできない事情等により生じた損害については一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条 (通知)

当社は、セラー会員情報記載の住所、電話番号、Eメールアドレス等(以下「登録連絡先」といいます)をもって、セラー会員の連絡先とみなすことができ、当社からセラー会員への各種通知は、当該登録連絡先に発信後、到達に必要な合理的な期間の経過をもって到達したものとみなすことができるものとします。

#### 第23条 (個人情報の取扱い)

当社は、セラー会員が登録した個人情報について、当社ホームページに掲載する「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

#### 第24条 (レンタルセラーの管理)

当社は、法令その他当社が本サービスの適正な管理のために必要があると認めた場合は、セラー会員の同意を得て、本ワインの閲覧又は立入点検等必要な措置をとる(以下、「検査等」といいます)ことができるものとします。但し、緊急の場合には、当社はセラー会員の同意を得ることなく検査等を行うことができるものとします。検査等を行った場合、当社はセラー会員に遅滞なくその旨及び検査の

結果を通知するものとします。

#### 第25条 (火災保険の付保)

1. 当社は、本ワインについて、本規約第8条第4項又は第9条第3項にて算出される寄託価格にて火災保険を付保します。
2. 付保する保険料は保管料に含まれております。
3. セラー会員が本条第1項の保険金額について増額を希望する場合は、当社に別途申し出の上当社との間で協議するものとします。

#### 第26条 (約款の適用)

本規約に定めなき事項は当社が国土交通省に届け出た「標準トラックルームサービス約款」に従うものとします。

#### 第27条 (譲渡禁止)

セラー会員は、本規約における契約上の地位及び債権債務等一切の権利について、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者への譲渡又は担保に供するなどできないものとします。

#### 第28条 (合意管轄)

本規約に関して当社とセラー会員との間で発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第29条 (準拠法)

本サービスの利用は日本国内に限定するものとし、本規約は、日本法を準拠法とするものとします。

以上

附則

2017年7月18日 改定